会議室利用規程

会議室の利用は下記のとおりとする。

- 1. 利用可能者
 - (1)(一社)新潟県サッカー協会の関係者および関係機関・法人とする。
- 2. 使用の申込み
 - (1)使用を希望する場合はメールで事務局へ使用届を提出し許可を受ける。
 - ①使用の優先は原則として先着順とする。
 - ②使用申込書はホームページに書式を掲載する。
 - 日時、委員会等名、目的、会議名、責任者等
 - ③許可はメールで返信する。
 - (2)使用は原則として平日、休祭日の9:00~21:00までとする。
- 3. 使用料
 - (1)協会関係者は時間に係らず一律1,000円とする。(水道光熱費・資材消耗費等の原価)
 - (2)関係機関・法人は1時間当たり1,000円とする。
- 4. 使用終了報告
 - (1)事務局不在時に入退出した場合は、翌日まで使用記録をメールで送信する。
 - ①使用記録はホームページに書式を掲載する。
 - 使用時間、退出時間、掃除等の有無、
- 4. 事務局不在時間の入退室
 - (1)警備保障の入退室要領に基づき裏口から入退室する。(別添のとおり)
 - ①暗証番号で入退室する。
 - ②入退室時間は日報で警備会社から報告される。
 - (2)使用許可時に事務局から責任者へ入退出暗証番号が送信される。
- 5. 使用上の留意事項
 - (1)使用目的、使用内容を変更しない。
 - (2)公序良俗に反しない。(協会関係者としてのプライドとマナーを守る)
 - (3)館内は禁煙とする。
 - (4)火気厳禁とする。
 - (5)土曜・休祭日に使用する場合は信濃川堤防駐車場を使用する。
 - (6)ゴミ等は使用者が持ち帰る。
 - (7)会議室・トイレ・湯沸し室の掃除を徹底する。
 - (8) 机・いす等の機材は丁寧に使用し元の場所に戻す。
 - (9)使用許可以外の場所に入らない。
 - (10)退出時は火気・消灯・整理整頓を確認する。
 - (11)使用責任者は入退室の暗証番号等を口外しない。
 - (12)会議室内電話の発信はしない。
 - (13)会議室内のロッカーの開閉はしない。
- 6. 施行

本規程は平成24年6月4日から施行する。